

**移動式クレーンが転倒
作業員が、ブームの下敷きに!!**

ひとたび、災害を起こせば高額な賠償請求や
発注停止等それは大きなダメージとなり
会社経営の危機におちいることに...

**事業主は、労働災害への抵抗力が強い
安全な会社へと体質を変える事が必要です。**

本作品は、協力会社が災害を発生した時、どの様な責任・ダメージを事業主が
負うのか そして事業主は災害を起こさないための、9つの安全管理をすることが
大切であると説いています。



- | | |
|--|---|
| <p>●実例に基づき災害再現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動式クレーンの転倒 ・クレーン転倒の原因 ・業務上過失致死傷容疑で書類送検 <p>●災害発生後会社は「5つのダメージ」を受ける</p> <ol style="list-style-type: none"> ①刑事罰 ②損害賠償 ③元請は国・公共機関からの指名停止 ④協力会社は元請からの発注停止 ⑤社会的責任 <ul style="list-style-type: none"> ・5つのダメージそれぞれの解説 ・ダメージは経営の危機に陥る <p>●災害を防ぐカギは「安全文化」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全文化とは | <p>●災害を起こさないための9つの安全管理</p> <ol style="list-style-type: none"> ①安全方針の基礎 ②年度安全衛生計画の作成 ③リスクアセスメント入り作業手順書の作成 ④職長の意識づけ（自覚） ⑤事業主パトロールの実施 ⑥有資格者の配置 ⑦安全教育の徹底 ⑧健康診断の実施 ⑨協力会社への指導 |
|--|---|

主な内容

企画製作  建設安全研究会

〒104-0042 東京都中央区入船2-10-8 オーク入船ビル
電話 (03) 3551-2 4 9 1 (代)
FAX (03) 3551-2 5 2 1
<http://www.kenanken.co.jp>

DVDビデオは映像と音声を高密度に記録したディスクです。DVDビデオ対応のプレーヤーで再生して下さい。
DVDビデオ再生専用ソフトのインストールされていないパソコンなどでは正常に再生できない場合があります。

 DVD VIDEO	20分	 ALL	16:9	片面・1層	複製不能
---	-----	---	------	-------	------

お断り...このDVDビデオから無断で複製・改変等することは著作権侵害として禁止されており、違反に対しては民事上の制裁及び刑事罰が規定されております。



建設安全ビデオシリーズ

労災の代償 会社崩壊

— 事業主と職長がすすめる9つの安全管理 —

事業主と職長がすすめる9つの安全管理

労災の代償 会社崩壊

刑法第二百一十一條 (業務上過失致死死) 刑法第二百一十一條 一 業務上必要 刑法第二百一十一條 は禁錮又は二〇〇万円以下の罰金に処する。重 同様にする。 労働安全衛生法 第一百六十六條 第五十五條の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下 の罰金に処する。 第一百七十七條 第三十七條第三項 以下を含む 刑法第七十五條の八第 以下の罰金に処する。 第一百八十八條 第五十三 第三項において準用する 第二項(第八十三條の三) による業務の停止の令 関等の役員又は下 第一百九十九條第三項 の罰金に処する。	安衛法第四十四條、第二十 第二項若しくは第四項、 第二項、第三十四條、第 十三條、第四十四條第六 項、第五十七條の三、第 一項、第六十五條第三項 の二第二項若しくは第 条の二第二項の規定に違反した者 第九十九條第二項の規定によ 第三項、第五十七條第一 條第二項の規定による文書 第六十一條第四項の規定	刑法第二百一十一條 (業務上過失致死死) 刑法第二百一十一條 一 業務上必要 刑法第二百一十一條 は禁錮又は二〇〇万円以下の罰金に処する。重 同様にする。 労働安全衛生法 第一百六十六條 第五十五條の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下 の罰金に処する。 第一百七十七條 第三十七條第三項 以下を含む 刑法第七十五條の八第 以下の罰金に処する。 第一百八十八條 第五十三 第三項において準用する 第二項(第八十三條の三) による業務の停止の令 関等の役員又は下 第一百九十九條第三項 の罰金に処する。	安衛法第四十四條、第二十 第二項若しくは第四項、 第二項、第三十四條、第 十三條、第四十四條第六 項、第五十七條の三、第 一項、第六十五條第三項 の二第二項若しくは第 条の二第二項の規定に違反した者 第九十九條第二項の規定によ 第三項、第五十七條第一 條第二項の規定による文書 第六十一條第四項の規定	安衛法第四十四條、第二十 第二項若しくは第四項、 第二項、第三十四條、第 十三條、第四十四條第六 項、第五十七條の三、第 一項、第六十五條第三項 の二第二項若しくは第 条の二第二項の規定に違反した者 第九十九條第二項の規定によ 第三項、第五十七條第一 條第二項の規定による文書 第六十一條第四項の規定	安衛法第四十四條、第二十 第二項若しくは第四項、 第二項、第三十四條、第 十三條、第四十四條第六 項、第五十七條の三、第 一項、第六十五條第三項 の二第二項若しくは第 条の二第二項の規定に違反した者 第九十九條第二項の規定によ 第三項、第五十七條第一 條第二項の規定による文書 第六十一條第四項の規定
--	---	--	---	---	---



建設安全研究会

 **Planex**
<https://www.planex00.com>

株式会社プラネックス
〒130-0022 東京都墨田区江東橋2-14-7
Tel:03-5638-3122 Fax:03-5638-3130